

カメラ画像利活用ガイドブックについて

経済産業省・総務省は、IoT推進コンソーシアム・データ流通促進ワーキンググループの下に設置した、カメラ画像利活用サブワーキンググループ（座長：菊池浩明明治大学専任教授）において、利活用ニーズの高いカメラ画像を安全安心に利活用するために、事業者が配慮すべき事項等を検討し『カメラ画像利活用ガイドブックver1.0』を平成29年1月に公表、ユースケースを追加検討し改訂したver2.0を平成30年3月に公表した。

令和3年～令和4年にかけて、国内外の動向を踏まえ、改正個人情報保護法との関係から対応すべき点や、プライバシー保護について注意喚起すべき点などを追加検討し、ver3.0として2022年3月に公表した。

ガイドブックの位置づけ

- 事業者が、カメラ画像等、生活者の情報を取り扱う場合には、個人情報保護法を遵守するだけでなく、生活者のプライバシーや肖像権といった人格的な権利・利益を損なうことのないよう、十分な配慮をすることが求められる。
- カメラ画像を利活用する事業の検討・実施、カメラに写り込み得る生活者とのコミュニケーション等において、生活者と事業者間での相互理解を構築するために配慮すべき事項を、6つの適用ケースを踏まえて整理した。

【ガイドブックの適用ケース】

①店舗設置カメラ（属性の推定）

：店舗等に設置されたカメラで、来店客の人物属性（年齢・性別）を推定するケース

②店舗設置カメラ（人物の行動履歴の生成）

：店舗等に設置されたカメラで、来店客の店舗内の動線を分析するケース

③店舗設置カメラ（リピート分析）

：店舗等に設置されたカメラで、特徴量データを保持して、同一の人物が来店した際にそれを識別し、同一来店客の来店履歴、行動履歴等を一定の期間にわたり紐づけしつつ取得し、分析するケース

④屋外に向けたカメラ（人物形状の計測）：通行する人・車等を形状認識し、通行者の人数を計測するケース

⑤屋外に向けたカメラ（写り込みが発生し得る風景画像の取得）

：車両に外向きにカメラを設置し、街中の構造物や道路概況を取得・分析するケース

⑥駅構内設置カメラ（人物の滞留状況把握）

：駅構内に設置したカメラで撮影した通行者の位置をアイコン化して表示し、駅の混雑情報を配信するケース

※本ガイドブックは、法令遵守を前提としつつ、プライバシー保護の観点から、適法性だけでなく生活者と事業者間での相互理解や信頼関係を構築するために、事業者の自主的な取組を促すための参考とするもの。

ガイドブックの想定される読者と期待効果

- 個人情報保護法等関係法令を遵守し、カメラ画像の利活用を検討する事業者。
※ 防犯目的や、特定の個人を識別する目的で取得されるカメラ画像の利活用は対象外。
- カメラ画像及びカメラ画像から生成される各種データの利用目的を定め、データ運用の責任を負う事業者（運用実施主体）に活用いただくと共に、ベンダー企業等にも広く活用いただき、プライバシー保護の取組を進める一助となることを期待する。

カメラ画像利活用ガイドブック改訂の概要

1. 令和2年・令和3年改正個人情報保護法への対応

- 改正の観点から、ガイドブック全体の記載内容を見直し。
 - 個人の権利の在り方（保有個人データの開示方法を本人が指示できるようにする、短期保存データを開示・利用停止等の対象とする）
 - 事業者の守るべき責務の在り方（漏えいが発生し、個人の権利利益を害するおそれ大きい場合に本人等への通知を義務化する、違法又は不当な行為を助長する等の不適正な方法により個人情報を利用してはならない旨を明確化する）
 - 事業者による自主的な取組を促す仕組みの在り方（法定公表事項として安全管理のために講じた措置を追加する、本人が合理的に予測できる程度に利用目的を特定しなければならない旨を明確化する）等

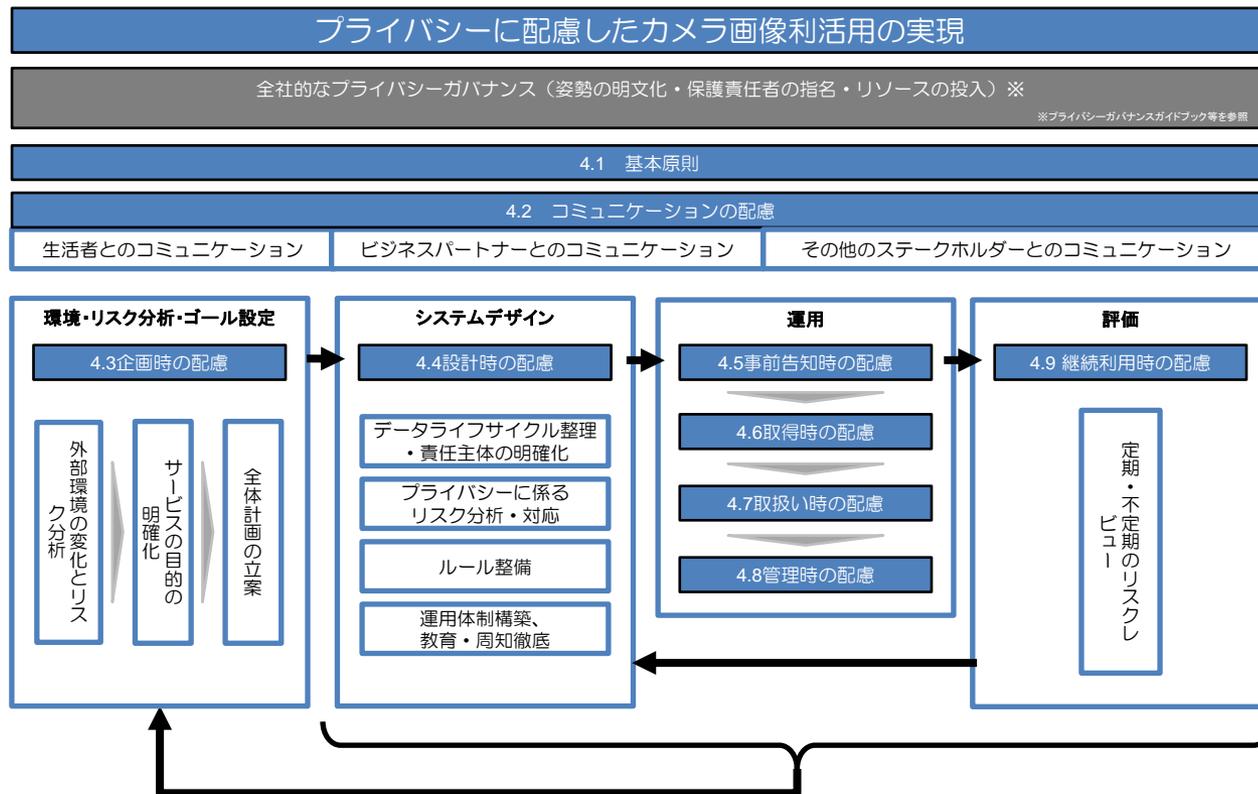
2. プライバシー保護の観点からの追加検討

- プライバシーの観点から検討を深め「3.2 プライバシー保護について」を追加。
- 「（1）基本的な考え方」として以下を整理。
 - 生活者のプライバシーや肖像権を違法に侵害することを防ぐため、以下について適切に行う必要がある。
 - ✓ カメラ画像を利用する目的が正当であり、撮影の必要性があること。
 - ✓ 撮影方法・手段や利用の方法が相当であること。
 - カメラ画像の公表を伴っていない場合でも、撮影（取得）自体についてプライバシーの侵害が問われる場合もある。
- 「（2）具体的に注意すべき点」として3点を整理。
 - 特定の個人のデータを取得する時間的範囲・空間的範囲が広がる程、特定の個人の行動が詳細に把握可能となるため、プライバシーの観点から注意が必要である。
 - カメラ画像から、人種、信条、健康、内心など、生活者の最も私的な事項に係る情報を抽出して検知したり、推定を行ったりすることについては、プライバシーへの影響が高いため、慎重な配慮が求められる。
 - 公共空間（道路、公的施設等）、準公共空間（駅、複合施設内通路、道路に面した店舗前の空間等）においては、社会生活上その空間の利用を避けることが困難である場合も想定されるため、カメラ画像の利用目的の正当性、撮影の必要性、撮影方法・手段の相当性などが合理的に説明可能かを慎重に確認する必要がある。

カメラ画像利活用ガイドブック改訂の概要

3. ガバナンスの観点からの整理

- プライバシーガバナンス※1やアジャイルガバナンス※2等の考え方を踏まえ、「4. 配慮事項」の全体構成や「4.1 基本原則」を再整理。



※1「DX時代における企業のプライバシーガバナンスガイドブックver1.1」（経済産業省、総務省、令和3年7月）
（https://www.meti.go.jp/policy/it_policy/privacy/guidebook11.pdf）

※2「GOVERNANCE INNOVATION Ver.2: アジャイル・ガバナンスのデザインと実装に向けて」（経済産業省、令和3年7月）
（<https://www.meti.go.jp/press/2021/07/20210730005/20210730005-1.pdf>）

4. その他技術進展等に応じた検討

- エッジ側で画像が処理されるケースや、クラウドサービスを利用するケースも増えてきたことから、「4.4 設計時の配慮」「4.8 管理時の配慮」等に、注意喚起すべき内容を追加。
- 「4.6 取得時の配慮」に関して、プライバシー配慮の観点から、撮影の対象となる場所において、最低限生活者へ通知されるべき情報項目を整理。